

こども[★]誰[★]でも通園制度

0歳6か月から2歳の保育園等に通っていないお子さん対象

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわ
らない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

開始時期 令和8年4月から

利用方法 月10時間まで

利用場所 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、
認可外保育施設など
市町村の認可を受けて開設する事業所

子育てを応援します！



木更津市役所 こども保育課

TEL:0438-23-7245

認定申請

認定証交付・システムアカウント発行

事業所検索

事前面談予約・事前面談実施

利用予約・利用開始

申請から認定まで
2～3週間程度
かかります。

まずは、利用申請
から始めてね！

育児の専門職と
かわかりがもてる



子ども同士のふれあい



相談できる



育児負担の軽減や
孤立感の解消に
つながります

子どもの社会性を
育てます

利用対象

- ・0歳6カ月から
満3歳未満(3歳の
誕生日の2日前まで)
- ・保育所等※に
通っていない子ども

利用料金

1時間あたり
300円程度

- ※事業所によって
異なります
- ※減免制度があります

利用時間

1月あたり
10時間の枠内で
時間単位で柔軟に
利用可能

- ※利用時間は事業所
ごとに異なります

利用方法

- ① 定期利用
(特定施設の継続的な利用)
 - ② 柔軟利用
(定期的でない柔軟な利用)
 - ③ ①②の組み合わせ
- ※利用方法は事業所
ごとに異なります

※保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所

利用の方法について

申請は
こちらから



利用者による申請

市町村による認定

認定証

システムアカウント発行

システムでできること

事業所検索
子ども情報登録
事前面談の予約
利用予約

事業所検索

事前面談予約

システムで予約
利用までの申請手続きは
オンラインで完結

利用予約

事前面談

事業所の利用

※電子申請いただけない場合は、
市役所朝日庁舎こども保育課へ
お越しください。

実施事業所の例

保育所・幼稚園・認定こども園・
認可外保育施設など



詳しくは、
市ホームページをご覧ください。

よくある質問 Q&A

Q 利用料金はかかりますか？

A 子ども一人1時間あたり300円程度として、事業所ごとに設定しています。

Q 保育園は共働き家庭の子どもが利用する場所ではないの？

A こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況などにかかわらず、対象年齢のお子さんが通える制度です。

Q 一時預かりとのちがいは？

A 保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的です。

Q 申請はいつからできますか。

A 利用対象年齢前でも、認定申請は受付けています。

Q 利用はいつからできますか。

A 出生の日から6箇月を経過した日から利用できます。

- 6/10出生 → 12/9に満了 → 12/10から利用対象
- 10/31出生 → 4/29に満了 → 4/30から利用対象
- 8/31出生 → 2/27に満了 → 2/28から利用対象

(※うるう年：2/28)

(※うるう年：2/29)

Q 減免はどのような人が対象ですか。

A 生活困窮家庭等負担軽減対象は以下のとおりです。

対象の家庭	1時間当たり単価の軽減額
生活保護世帯	300円上限
市町村民税非課税世帯	200円上限
市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合	
要支援家庭である場合	200円上限

認定申請はこちらから →



市ホームページはこちらから →



利用方法、事業所など詳しくは木更津市公式ホームページでご確認ください。

「こども誰でも通園制度」についてのお問い合わせは

木更津市 こども未来部こども保育課

TEL 0438-23-7245

〒292-8501 木更津市朝日3-8-1朝日庁舎

FAX 0438-25-1350